

独立行政法人国立印刷局の中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

（印刷局の使命）

印刷局の最大の使命は、国の通貨制度の根幹をなし、一切の経済取引に無制限に通用する強制力を持った日本銀行券（以下「銀行券」という。）について、高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって、国民経済にとって必要十分な量を安定的かつ確実に製造するとともに、国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことによって通貨制度の安定に寄与することである。

また、印刷局は、国が発行する唯一の法令公布の機関紙、国の広報紙、そして国民の公告紙としての役割を果たしている官報の編集、印刷、普及を通じて、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供する使命がある。

さらに、印刷局は、国民に提供されるべき行政情報が掲載された法令全書等や円滑な経済取引を行ううえで必要な印紙等を国民に確実に提供する使命も有している。

印刷局は、近代国家として通貨制度の確立を図るため、明治4年に大蔵省紙幣司として開設され、以来、130年余にわたり、このような使命を一体のものとして果たしてきた。このことは、平成15年4月1日より、独立行政法人として業務運営を行ううえにおいても、全く変わるものではない。今後とも、これらの使命を確実に達成し、我が国の経済の発展と社会生活の安定に一層貢献することが求められる。

（印刷局を取り巻く環境）

印刷局を取り巻く環境のうち、本中期目標期間中に最優先で対応すべきものは、新銀行券の発行である。

平成14年8月、偽造抵抗力の高い新銀行券を、平成16年度上期を目処に発行すること（以下「改刷」という。）が発表された。これは、IT化の急速な進展に伴い、高性能のパソコンやカラープリンター等が一般に普及し、今後、これらを使い容易に偽造券が製造される危険性が高まると予測されたこと等を背景としている。

前回の改刷は、昭和 59 年に行われたが、前回と今回の状況を比較すると、銀行券の発行枚数は、約 40 億枚から約 100 億枚と 2.5 倍となっていること、また、金融機関等の保有する現金自動預払機等及び各種の自動販売機等の設置台数も大幅に増加していることなど、改刷に伴う社会的な対応に十分配慮する必要性が高くなっている。

このような状況を踏まえ、国民経済、社会生活に支障を及ぼすことなく改刷を行うため、印刷局において、年間 40 億枚程度の製造体制のもとで新銀行券を確実に製造することにより、市中の銀行券を速やかに入れ替え、新銀行券を円滑に流通させることが重要である。また、新銀行券が現金自動預払機などで問題なく利用できるよう事前に準備される必要がある。

官報等の行政情報や印紙等の証券、印刷物の提供に関しても状況の変化が見られる。

官報については、大きな収入源となっていた株式会社の決算公告が、平成 14 年 4 月の商法改正によりインターネットを通じて公表することも認められることとなった。

行政情報の提供については、平成 14 年 6 月に IT 戦略本部により策定された「e-Japan 重点計画 - 2002」に基づき、国民が行政情報を 24 時間、容易に、電子的に手に入れることが可能となるよう各省庁において、電子化の取組みが進行しているところである。

これらを踏まえ、国民の要望に適切に対応するため、従来の紙媒体での提供とともに、採算性を勘案しつつ、官報の電子的手段による提供の推進や行政情報の電子化への技術的対応などの取組みも必要となる。

また、証券、印刷物の提供に関しても、平成 14 年 12 月の総合規制改革会議の答申において、既に競合する民間事業者でも実施されている業務について、遅くとも本中期目標終了時に速やかに検討を行い、結論を得、所要の措置を講ずることが求められている。

法人の業務運営の在り方に関しても、大きな情勢の変化が見られる。

法人が業務運営を行っていくに当たっては、良好な労使関係を基礎とし、法令を遵守するのみならず、より社会のルールに沿った行動をするためのコンプライアンスへの取組みを充実させることが重要とされている。また、社会の信頼を確保するために、国民に対して業務運営の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことが要請されている。

これらの環境の変化に印刷局は的確に対応していく必要がある。

1．中期目標の期間

印刷局の本中期目標の期間は平成15年4月1日から平成20年3月31日までの5年間とする。

2．業務運営の効率化に関する事項

印刷局は、基幹業務である銀行券の製造について、財務大臣が定める製造計画により製造数量が決められることもあり、自らの裁量により製造目標や納入先を決定する余地が無いなど民間企業とは異なる側面がある。しかしながら、そうした制約の下にあっても、できる限り民間企業的な経営手法を導入し、効率的かつ効果的な業務運営体制を確立することにより、銀行券の製造コストを引き下げる必要がある。

特に、本中期目標期間中については、改刷に伴い、ホログラムなど新たな偽造防止技術を新銀行券に取り入れるための設備投資を行う必要がある。こうした要因があるものの、コストの上昇を極力、抑制、吸収する最大限の努力が求められる。

事業全体の効率的かつ効果的な業務運営を確立するに当たっては、組織体制の再編、製造工程・業務処理の効率化及び人材の効果的な活用を図り、また、実績評価を確実にを行い、更なる問題点の把握及びその改善に努めるものとする。

「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査を実施し、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するものとする。

併せて、不測の事故を防止するため内部管理体制の強化を図るとともに、万が一事故等が発生した場合の危機管理に関する計画を策定するものとする。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間(17年度を基準として、18年度から22年度まで)において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うものとする。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるものとする。

業務運営の効率化の進捗状況を測定するため、固定的な経費又は総原価率を指標とすることとし、中期目標期間中の平均が15年度実績と比較し、できる限り下回るよう目標を設定し、その達成に努めるものとする。

(注1) 15年度の進捗状況は、予算と実績額を比較して評価するものとする。

(注2) 固定的な経費の定義は以下のとおり

固定的な経費 = 営業費用 - 変動費

変動費 = 原材料費 + 外注加工費 + 時間外手当

(注3) 総原価率の定義は以下のとおり

総原価率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費) ÷ 売上高 × 100

(注4) 大幅な物価変動があった場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正を行うものとする。

3. 業務の質の向上に関する事項

(1) 銀行券の製造等

高品質で均質な銀行券の確実な製造

印刷局は、改刷に的確に対応することとし、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成するものとする。

また、緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築するものとする。

さらに、効率的に高品質で均質な銀行券を製造すべく、製造工程における損率の改善に努めるとともに、最終の品質検査を徹底し、納品後の返品をゼロとするものとする。

(注) 損率とは、製紙工程中の投入重量に対する減少重量の比率及び印刷工程中の本紙枚数に対する損紙枚数の比率をいう。

偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

印刷局は、銀行券について、IT化の進展も踏まえた偽造抵抗力の強化、目の不自由な人も含めた識別容易性の向上及び製造工程の効率化を図るため、調査及び研究開発の基本計画を立案するものとする。

これに基づき、これまで確立された偽造防止技術の維持向上も図りつつ、費用対効果を勘案し、民間からの技術導入、国内外の研究交流や会議への参加などを含めた具体的な計画を策定し、実施するものとする。

また、印刷局は、研究開発についての事前、中間、事後の評価を確実に行うものとし、その結果に基づき計画の必要な見直しを行うものとする。

銀行券の信頼の維持及び改刷の円滑な実施に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のためには、銀行券の特徴など、銀行券に係る情報が国民にわかりやすく提供される必要がある。

また、改刷の円滑な実施のためには、現金自動預払機などの現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえでの確な情報が提供される必要がある。

このため印刷局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報を提供するものとする。

(2) 官報、法令全書等の提供

官報の提供

印刷局は、入稿から発行までの期日の短縮に努めるとともに、これまで以上に正確に提供するために、訂正記事件数を削減するための目標値を適切に設定し、その引き下げに努めるものとする。

法令全書等の提供

印刷局は、行政情報の電子化等の流れや採算性を勘案しつつ、公共上の見地から行われることが適当な情報や必要な証券及び印刷物の提供を行うものとする。

4 . 財務内容の改善に関する事項

印刷局は、業務運営の効率化に関する目標を踏まえ、部門別管理を適切に行い、収支を的確に把握し、本中期目標期間内に採算性の確保を図るものとする。

また、事業全体について、適切な経営指標を選定のうえ、本中期目標期間中の最重要課題である改刷への対応という事情を踏まえた経営指標の具体的な目標値を設定し、その確実な実施に努めるものとする。

これらを通じて、経営環境の変化等で銀行券等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図るものとする。

さらに、財務内容について、できる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うものとする。

5 . その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

印刷局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが

行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(2) 施設、設備に関する計画

印刷局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設、設備に関する計画を定め、それを確実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(3) 職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。

このため印刷局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、それを確実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(4) 環境保全に関する計画

印刷局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう環境問題へ積極的に貢献するため、環境保全と調和のとれた事業活動を遂行すべく、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などの環境保全に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。また、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(5) 印刷局病院

印刷局病院については、財務省令に定める会計方法に基づき、その収支の明確化を図るとともに、早期に収支の改善を図るため、収入の増加及び経費の節減に努めるものとする。併せて、民営化又は他の医療機関との統合等を含め、病院の在り方、診療機能の在り方等抜本的な改革の検討を速やかに行うものとする。